

デイサービスセンター豊泉家 芦屋山手

運営規程

社会福祉法人 福祥福祉会

デイサービスセンター豊泉家 芦屋山手

指定通所介護 運営規程

この規定は、社会福祉法人福祥福祉会が設置するデイサービス豊泉家 芦屋山手（以下「事業所」という。）において介護保険法における指定通所介護事業（以下「事業」という）を実施するにあたり、適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項について定める。

第1条 （事業の目的）

本事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の要介護の状態に応じ、自己の有する能力を活用することにより、可能な限りその居宅で自立した生活を営むことが出来るよう必要なサービスを提供し、併せて社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者を介護する家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条 （運営の方針）

サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう利用者個々に目標を設定し計画的に行い、事業者自らの提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2、指定通所介護の提供にあたっては、次の各号に規程する「通所介護計画」に基づき利用者の機能訓練及びその利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

- ① 「通所介護計画」の作成にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したものとし、事業所の管理者において作成するものとする。
- ② 「通所介護計画」を作成した際は、利用者やその家族に対して十分に説明し、同意を得て交付するものとする。
- ③ 「通所介護計画」の作成にあたっては、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って作成するものとする。
- ④ 「通所介護計画」に基づくサービスについて、実施の状況及び目標の達成状況について記録をし、必要に応じ、利用者やその家族に対して記録を開示する。

3、指定通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者やその家族に対してサービスの

提供方法等について理解しやすいよう説明を行い利用者や家族の意志に基づき決定するものとする。

- 4、事業者は、指定通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 5、事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある利用者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス豊泉家 芦屋山手
- (2) 所在地 兵庫県芦屋市剣谷9番1号

第4条（事業の運営）

指定通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第5条（職員の職種、員数及び職務の内容）

この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤1名/生活相談員と兼務)

管理者は、事業所における従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、従業者に対し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上（常勤1名以上）

ただし、業務の状況により増員することができる。

生活相談員は、指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、通所介護計画の作成等、利用者が居宅においてその能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう日常生活上必要な援助の内容について相談に応じ、適切な助言を行う。

- (3) 看護職員 1名以上(非常勤1名以上/同一敷地内の診療所と連携)

ただし、業務の状況により増員することができる。

看護職員は、看護師、准看護師の資格を有するもので、事業所が指定通所介護を提供する上で、利用者が安全にサービスを利用できるようその疾病や身体の状態、精神面の把握に努め、必要な援助を行う。

- (4) 介護職員 2名以上

ただし、業務の状況により増員することができる。

介護職員は、営業時間内において指定通所介護の提供にあたる。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上（常勤1名、非常勤1名/看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有するものとし、「通所介護計画」に沿った日常動作訓練等を行う。

- (6) 職員の員数については、業務が適正に行われるよう状況により増員又は減員することができる。但し、職員の員数を減員する場合は、法令の基準を下回らない範囲とする。

第6条 （営業日・営業時間及びサービス提供日・時間）

この事業所の営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（祝日含む）までとする。
(12月30日～1月2日は除く)
- (2) 営業時間 各曜日とも、午前8時00分から午後5時45分
- (3) サービス提供日 別に定める法人カレンダー通りとする。
- (4) サービス提供時間 各曜日とも、午前9時15分から午後4時30分とする。

第7条 （指定通所介護の利用定員）

この事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1単位 定員1日20名とする。

第8条 （指定通所介護の内容）

この事業所で行う事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 通所介護計画の作成
- (2) 食事（粥食、刻み食及びこれらに伴う介護を含む）の提供
- (3) 入浴（介助浴、リフト浴等の介護を含む）の提供
- (4) 機能の減退を防止する為の訓練並びにこれを目的とするレクリエーション
- (5) 排泄の介助（オムツ交換含む）、移動・移乗の介助その他日常生活上必要な支援
- (6) 健康状態のチェック（血圧、心拍数、体温）
- (7) 機能訓練の効果が期待できる行事の提供
- (8) 居宅、事業所間の朝夕の送迎
- (9) 居宅での生活等に関する相談及び助言
- (10) 利用者の希望に応じたクラブ活動

第9条 （利用料等）

この事業所で行う指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払を利用者から受けるものとする。

なお、法定代理受領以外のサービスの利用料については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2、前項の費用の他、次の各号について費用の支払いを利用者から受けることができる。但し、当該

は、当該利用申し込みの意向を踏まえて速やかに、要介護認定等の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。また要介護認定等を受けた者が、居宅介護支援等を利用していない場合であっても、必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行うものとする。

- 6、事業者は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等の出席を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。
- 7、事業者は、指定通所介護の提供並びに、終了にあたっては居宅介護支援事業者その他保健医療サービス、福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。
- 8、事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号（第83条の9の各号）のいずれにも該当しないときは、利用申込者又はその家族に対して、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領を行うために必要な援助を行うものとする。
- 9、事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行うものとする。
- 10、事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日、内容、当該指定通所介護について介護保険法第41条第6項（第53条第4項）の規定に基づき、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要と認められる事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又は、これに準ずる書面に記載するものとする。
- 11、事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 12、事業者は、指定通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
 - ① 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - ② 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- 13、事業者は、居宅介護（予防）支援事業者から便宜受けることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

第12条（苦情への対応）

事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情について迅速かつ適切に対応する為の措置を講じるものとする。

- 2、事業者は、市町村より書類その他物件の提出を求められた際はこれに応じ、又必要な改善について指導を受けた場合は必要な改善を行うものとする。
- 3、事業者は、利用者の苦情に基づき、国民健康保険団体連合会による調査に協力し、必要な指導改

善を受けた場合は、これに沿った改善を行うものとする。

第13条 (事故発生の防止及び発生時の対応)

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2、事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3、事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
 - 4、事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第14条 (人格の尊重)

事業者は、当該事業利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った通所介護サービスを提供しなければならない。

第15条 (身体拘束の制限)

事業者は、サービス提供に当たっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2、事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する(随時)。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
 - (3) 入所者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

第16条 (虐待防止についての事項)

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2、事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第17条 (緊急時の対応)

事業所並びにその職員は、現に指定通所介護の提供中に利用者に容態、病状の急変が生じた場合、主治医その他関係機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

第18条 (非常時災害時の対策)

事業所並びにその職員は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備え避難、救出等の訓練を定期的（年2回）に実施するものとする。

第19条 (個人情報保護)

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3、職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4、職員であった者についても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第20条 (研修による計画的な人材育成)

事業者は、適切な指定通所介護のサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2、前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行う事により、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 3、事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 : 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 : 年2回以上

第21条 (運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

事業者は、その提供する指定通所介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2、事業者は前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

第22条 (暴力団等の影響の排除)

事業者は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

第23条（記録の整備）

事業所は、指定通所介護に関する記録を整備し、そのサービス提供の完結の日から5年間保存するものとする。

第24条（その他運営についての重要事項）

事業者はこの規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 福祥福祉会と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

- 5、事業者は、利用者の使用する施設、食器、その他設備、飲料水等について衛生的な管理に努める。
- 6、事業者は、事業所において感染症が発生した場合、他への感染を防ぐ措置を講じるものとする。
- 7、事業所の見やすい場所に、利用者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 8、広告を行う場合は、利用者が高齢であることに配慮するとともに、内容が虚偽、誇大にならないものとする。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。